

岐阜県公報

第二千八百二十九号
平成二十九年三月十日

(金曜日)

目次

告示

- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治山課) 二二七
- 保安林の解除をしようとする旨の通知 (同) 二二八
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 (同) 二二八
- 道路の区域変更 (道路維持課) 二二九
- 道路の供用開始 (同) 二三〇
- 保安林の指定施業要件の変更 (郡上農林事務所) 二三〇

公示

- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業・金融課) 一三〇
- 県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等 (農地整備課) 一三一
- 公共測量の終了 (用地課) 一三二
- 土地改良区役員の退任 (西濃農林事務所) 一三三
- 平成二十九年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築指導課) 一三三

告示

岐阜県告示第百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年三月十日

岐阜県知事 古田 肇

- 保安林予定森林の所在場所
高山市国府町瓜巢字菅田一〇七一の二〇、一〇七一の二二
- 指定の目的
水源の涵養(かん)
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十九年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

大野郡白川村大字尾神字横通一八の三（国有林）、大字御母衣字横平一五〇の五から一五〇の七まで（以上三筆国有林）、字コウ島三二六の二四・三一七の八（以上二筆国有林）、三二六の五〇、三一七の七、大字平瀬字水谷四八五の六・四八五の二三・四八五の二七・四八五の二八（以上四筆国有林）、字堀谷四八九の六・四八九の八・四八九の一一・四八九の一二（以上四筆国有林）、字織ヶ瀬四九四の四・四九四の五・四九四の九から四九四の一一まで（以上五筆国有林）、大字保木脇字荒谷保木の五・一の八（以上二筆国有林）、字前田六八の三二・六八の三九（以上二筆国有林）、字セトノ平二二三の六・二二三の二五から二二三の二二まで・二二三の二四から二二三の二九まで（以上二筆国有林）、二二三の一（次の図に示す部分に限る。）、二二三の一から二二三の二四、字若林一六五の二〇・一六五の二一・一六五の二三（以上三筆国有林）、一六五の二五の二（次の図に示す部分に限る。）、一六五の七、一六五の二四、字乙上ノ平一六九の二〇（国有林）、大字野谷字荒谷山一四九の六・一四九の九（以上二筆国有林）、一四九の一一（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大字内ヶ戸字仏峠三の四・三の五・七の六・七の八・七の九・七の一二・七の一五から七の一七まで（以上九筆国有林）、大字椿原字芦倉向一九一の二一・一九一の二三・一九一の二四・一九一の二六・一九一の二八から一九一の二二まで（以上八筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

大野郡白川村大字保木脇字川通山二六一の六・二六一の七・二六二の六・二六二の一〇（以上四筆国有林）、二六二の一・二六二の三・二六二の九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市大島町一八〇の一、一八〇の四、一八〇の六、一八〇の七、丹生川町折敷地字腰谷三五六四の三、丹生川町駄吉字小尾ヶ谷八三〇・字水な志八三一・字二俣八三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、丹生川町日影字七俣谷三六三の二、莊川町野々俣字丸山二二八八の一、二二八九の四、莊川町町屋字梨木平五〇九の二、五一〇の二、莊川町三尾河字孫七谷四二五の一、四二五の三から四二五の五まで、四二五の二、四二五の二四、四二六、一之宮町字夏石平六五二〇の二、六五二〇の三、六五二〇の五、六五二〇の六、字釜ヤシキ六五二二の一、六五二二の一、六五二五の一、六五二六の二、六五二六の三、字カラ谷六六〇三の一、字餅谷平六六二三、字餅谷平板洞六六五一の一、字ホクラ洞六六七七の一、六六七七の四、六六七七の六、六六七八の一、字蛇抜平六六七九の四、六六八〇の一、六六八〇の二、六六八〇の六、字岩ヶケ六六八一の一から六六八一の五まで、字梨ノ木平六六八二の一から六六八二の三まで、六六八二の五、六六八三の一、字一ノ谷七八

- 五三の二、字二ノ谷七九四〇の二、七九五一の一から七九五一の三まで、七九五三の一、字尻立八〇二五の一、八〇二九の二、八〇二九の三、字マサ板八〇五五の二、八〇五五の三、久々野町有道字中俣三二七の一から三二七の七まで、三二九の二から三二九の七まで、三三三の一から三三三の八まで、三三四の三、字下平三三九の四、字カクマ谷三四三の一から三四三の三まで、字六郎洞三五八の二
- (二) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高山市丹生川町駄吉字小尾ケ谷八三〇・字水な志八三一・字二俣八三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、荘川町三尾河字峠ノ洞四二四の一、四二四の二、字日計平四三三、四四七の二、字スゲ畑四五三の三、四五三の一四、一之宮町字餅谷平栃洞六六四九の一、字黒洞八〇五六の一、八〇五六の四、八〇五六の五、高根町阿多野郷字兀ノ谷三の一、字ホシ倉四の一から四の四まで
- (三) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高山市丹生川町大沼字西ケ洞四四四の一（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - (三) 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
県道	見国 座 府 線	高山市国府町八日町字馬 道一八四四番二地先地内	前 一 四 ・ 五	後 一 五 ・ 〇	ル （ メ ー ト ）	ル （ メ ー ト ）

岐阜県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	岐 阜 線	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
岐 阜 線	安八郡神戸町大字丈六道字村 西五二番一地从先から	同 郡 同 町 大 字 同 田 一 七 一 番 二 地 先 まで	五〇三・〇	平成 二九・三・一〇	平成 二六・八・一〇

岐阜県告示第百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十九年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡上市（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的
干害の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡上市（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

瑞浪中部 瑞浪市役所 平成二九・四三・一〇〇

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（地盤沈下調査のための水準測量）

三 作業期間

平成二十八年九月十六日から

平成二十九年二月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡輪之内町及び安八郡安八町

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏名 住所
栗原土地改良区 平成 理事 清水好文 大垣市古知丸三丁目 五八番地二
三・二・三

平成二十九年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十九年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施しますので、岐阜県建築士法施行細則（昭和二十五年岐阜県規則第五十七号）第十二条の規定により公示します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定により、岐阜県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成二十九年三月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 期日及び時間

1 二級建築士試験

学科の試験 平成二十九年七月二日（日）午前十時から午後五時十分まで

設計製図の試験

平成二十九年九月十日（日）午前十一時から午後四時まで

2 木造建築士試験

学科の試験

平成二十九年七月二十三日（日）午前十時から午後五時十分まで

設計製図の試験

平成二十九年十月八日（日）午前十一時から午後四時まで

二 試験地

1 二級建築士試験

学科の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

設計製図の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

2 木造建築士試験

学科の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

設計製図の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

三 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができます。

(1) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

(2) 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある者のうち、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

(一) 受験申込受付期間

平成二十九年四月三日(月) から同月十七日(月) まで

(二) 受験申込方法及び郵送先

次の宛先(締切日の消印のあるものまで有効)に、必ず簡易書留で郵送してください。

〒一〇二〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三 六紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

2 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験申込みに必要な個人情報を使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができます。

(一) 受験申込受付期間及び受付時間

平成二十九年四月十日(月) から同月十七日(月) まで

受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaenic.or.jp/>) において、必要な事項を入力して申し込んでください。

3 受付場所による受験申込み

(一) 受験申込受付期間、受付時間及び受付場所

平成二十九年四月二十日(木) から同月二十四日(月) まで

午前十時から午後五時まで

岐阜市藪田南五丁目一四番五三号 ふれあい福寿会館

(二) 受験申込書の受付

受験申込書の受付は、三の3の(一)の受付場所に申込者本人が直接提出してください。

四 学科試験の免除

平成二十七年又は平成二十八年に実施した二級建築士試験又は木造建築士試験において学科の試験に合格した者は、その申請により、合格した試験に係る本年の学科の試験を免除します。

五 合格者の発表

平成二十九年十二月七日(木)の予定

なお、学科の試験の結果については、二級建築士は平成二十九年八月二十二日(火)に、木造建築士は同年九月五日(火)に発表の予定です。

六 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成二十九年六月七日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部及び公益社団法人岐阜県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示します。

2 受験に際し、身体に障害があるため何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出たうえで、受付期間内に公益財団法人建築技術教育普及センター本部(業務第一課)(電話番号〇三六二六一三三二〇)にご連絡ください。

3 この試験の詳しい内容については、公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部(電話番号〇五二二六一六八一六)又は公益社団法人岐阜県建築士会(電話番号〇五八二二五九三六一)に問い合わせてください。

平成二十九年三月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社